

平成 2 9 年 6 月 議 会 関 係 要 求 資 料

名 古 屋 港 管 理 組 合

目 次

シャチ購入に係る仮契約の具体的な内容 ————— 1 頁

所管委員会
港営建設委員会

シャチ購入に係る仮契約の具体的な内容

| | |
|--------|--|
| 契約者 | 【売渡人】 株式会社グランビスタ ホテル&リゾート 【買受人】 名古屋港管理組合 |
| 目的 | 売渡人所有のシャチを買受人に譲渡し、繁殖を軸にした学術研究及び教育展示を推進する。 |
| 対象個体 | シャチ1個体（愛称「アース」） 雄8歳 |
| 契約の成立 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該譲渡契約は、仮契約とする。 ・当該譲渡契約に関する名古屋港管理組合議会（以下、「議会」という。）の可決により、本契約としての効力が発生し、本契約書とする。 ・議会の可決が得られなかった場合、双方責任を負わない。 |
| 健康診断 | <ul style="list-style-type: none"> ・シャチ「アース」の健康診断を次の期間中に各1回、計2回行う。 ① 仮契約締結（5月15日）～議員総会（5月31日） ② 議員総会～議会の議決（6月15日） ・健康診断は売渡人が行い、公益財団法人名古屋みなと振興財団が確認を行う。 ・健康診断の結果又は特別な事由により目的を達成することができないことが明らかとなったときは、買受人は当該譲渡契約を解除することができる。 ・前項の理由で当該譲渡契約を解除した場合、双方責任を負わない。 |
| 譲渡代金 | 480,000,000円（税込み） |
| 所有権移転 | 本契約の効力発生時点で、売渡人から買受人に所有権を移転し、引き渡す。 |
| 瑕疵担保責任 | 売渡人は、引渡し後に確認されたシャチ「アース」の隠れた瑕疵の責任を負わない。 |

（参考）

現在、賃貸借契約中（平成29年4月1日～平成34年3月31日）の「ステラ」が、群れで行動するシャチの特性から、「アース」・「リン（本組合所有）」とともにメインプールに移動することについて、合意している。

